

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和2年10月9日開会

熊本県南小国町

令和2年度南小国町農業委員会10月総会

開催日時 令和2年10月9日(金)午前10時00分から午前10時20分

開催場所 南小国町自然休養村管理センター 会議室

1. 南小国町農業委員会憲章唱和
2. 会議録署名委員の指名（7番委員、8番委員）
3. 議案第 18 号 農地法各条関係審議について
4. 議案第 19 号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について
5. 議案第 号 その他

出席委員（8人）

2番 日野米蔵 委員	3番 佐藤竹良 委員
4番 藤堂伸二 委員	6番 河津篤 委員
7番 下城孔志郎 委員	8番 甲斐義隆 委員
9番 北里丈夫 委員	10番 松崎久美子 委員

欠席委員（2名）

1番 杉安申歳 委員
5番 穴井堅 委員

職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎
事務局 佐藤亮

○会長

おはようございます。

それではただ今から10月の農業委員会総会を開催いたします。

日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和でございますけれど、省略をいたします。

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

7番下城委員と8番甲斐委員にお願いをいたします。

議案第18号 農地法各条関係審議について

それでは「議案第18号 農地法各条関係審議について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

【議案第18号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

本日の案件は5条関係が1件となっております。

2ページをお願いいたします。

5条関係受付番号1 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字赤馬場字〇〇〇〇〇〇〇-〇。台帳・現況地目共に田。面積345㎡。所有権移転となっております。転用の理由としまして、個人住宅(非農家)として必要なため、ということでございます。次のページに位置図、それと別に農地法第5条現地確認写真ということでご確認をお願いします。

現状としまして第2種農地に該当すると思われまして、生産性の低い農地であるというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員の方のご説明をお願いいたします。

(10番委員手をあげる)

10番松崎委員お願いします。

○10番
委員

はい。先日河津さんの方からお話があって現地を見ましたところ、近隣にも家が建っておりますし、何も問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

他の委員の方からご意見等がありましたらお願いいたします。

(4番委員手をあげる)

はい。4番委員。

○4番委員

申請地は〇〇〇〇さんとなっておりますけど、図面で見るとそのまわりもずらっと〇〇〇〇さん名義の休耕田というか田んぼなんですか

ね。

(10番委員手をあげる)

○会長

10番委員お願いいたします。

○10番

委員

はい。そうです。〇〇〇〇のところまでがそうです。建物がこっちにあつて〇〇〇〇のところがありますよね、あと一区画ぐらい住宅でその横はちょっと斜めになっているですもんね。そこは住宅は無理かと思えますけど、結構広いです。

○4番委員

写真で見ると手前がちょっと一部何かが植えてあるみたいな感じになりますけど。稲が植わっているところも〇〇さんですか。

○10番

委員

そこは違います。

○4番委員

全体でいくと三角っぽいところ1枚が〇〇さんのところですね。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですのでこの件につきましては委員会の意見を附して県の方に進達を致します。

議案第19号

令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして「議案第19号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。4ページをお願いいたします。

【議案第19号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について 詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

利用権設定関係の利用権を設定する土地の所在等の読み上げについては省略をさせていただきますのでよろしくお願いを致します。

受付コード 02046 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 〇〇 〇氏。南小国町満願寺〇〇〇〇。利用権の設定をするもの 〇〇〇〇氏 代表相続人 〇〇〇〇〇氏。南小国町大字満願寺〇〇〇〇。利用権を設定する土地については以下のとおりでございます。設定を受ける者の農業経営の状況等としまして、年齢が70歳。農作業従事日数が300日となっております。

詳細は以下のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

受付コード 02047 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○ ○氏。南小国町大字満願寺○○○○。

利用権の設定をするもの ○ ○○氏。南小国町大字赤馬場○○○○。

利用権を設定する土地については以下のとおりでございます。

設定を受ける者の農業経営の状況等としまして年齢が70歳。農作業従事日数が300日となっております。詳細は以下のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

受付コード 02048 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。大字満願寺○○○-○。利用権の設定をするもの ○○ ○氏。大字満願寺○○○-○。利用権を設定する土地については以下のとおりでございます。設定を受ける者の農業経営の状況等ですけれども、年齢が61歳。農作業従事日数が300日。

詳細は以下のとおりでございます。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

はい。4番委員。

○4番委員

利用権設定のときには、他の案件みたいな地図とか現況の写真とか別に何もないんですね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。農地と農地の貸し借りになりますので、転用とかいう話しではないので、また、再設定と元々農業者の方がやりとりすることになりますので、そこは添付をしていないところです。

○4番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは質問がございませんでしたので、この件につきましては当委員会が決定いたしましたので、町長へ通知を致します。

議案第20号 非農地証明願について

それでは議案第20号「非農地証明願について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

8ページをお願いいたします。

【議案第20号 非農地証明願について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

非農地証明関係 受付番号1 申請者(〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇。申請物件 大字中原〇〇〇〇〇〇-〇。台帳地目 畑。現況地目 宅地。面積 214㎡。1筆となっております。申請の理由としまして、農家台帳に記載はなく、現況宅地の一部となっているため、ということでございます。次のページに現況の位置図。それと農地法第5条の方で示しました2枚目に現況の写真を付けております。先ほど申しましたとおり、台帳に記載はあっておりませんが、宅地のすぐ裏が畑という形で現状としてあっている中で、登記を行うがためにですねこういった証明願いを出されているものと考えます。

事務局からは以上です。

はい。ありがとうございました。

この件につきまして何かご質問はありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それではよろしいでしょうか。

(はい。という声あり)

それではありがとうございました。

○会長

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年10月9日

南小国町農業委員会会長

署名委員 7番委員

署名委員 8番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌表紙共 枚